生命保険料控除の改組

生命保険料控除が改組され、各保険料控除の合計適用限度額が 7 万円(現行:7 万円)になります。

適用限度額　7万

新契約

一般生命保険料控除
適用限度 2.8 万円
（遺族保障等）

介護医療保険料控除
適用限度 2.8 万円
（介護保障、医療保障）

個人年金保険料控除
適用限度 2.8 万円
（老後保障）

＋

新契約と旧契約の両方について控除の適用を受ける場合は、2.8 万円

＋

新契約と旧契約の両方について控除の適用を受ける場合は、2.8 万円

旧契約

一般生命保険料控除
適用限度額 3.5 万円
（遺族保障、介護保障、医療保障等）

個人年金保険料控除
適用限度 3.5 万円
（老後保障）